

決 定 書

異議申出人

(住所) 逗子市逗子 7-3-5

(氏名) 平野 和之

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 8 年 3 月 31 日付けで提起された同年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、逗子市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人勾坂祐二（以下「当選人」という。）は被選挙権の要件たる「居住実態（生活の本拠）」の充足性に重大な疑義があるため、当選を無効とする決定を求めるものである。

本件異議申出の理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）では、市町村の議会の議員の被選挙権は、引き続き 3 箇月以上その市町村の区域内に住所を有することが必要とされているが、当選人は、候補者届出書に記載した住所（逗子市沼間）に住民登録を有しているが、生活の本拠は隣接する横須賀市にある可能性が極めて高く、被選挙権の要件たる「居住実態（生活の本拠）」の重大な疑義があるため、本件選挙の被選挙権を有しておらず当選の効力を取り消すべきである。

決定の理由

法第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する本件異議申出は、本件選挙の執行日である令和 8 年 3 月 22 日の日から 14 日以内である同年 3 月 31 日に、当選人の被選挙権たる本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月以上逗子市に住所を有していたかどうかの調査を行い、その結果により当選の効力を取り消すことを求め提出されたものであり、当委員会はこれを受理し審理を行った。

審理にあたっては関係法令に従い、申出人が提出した証拠物、口頭意見陳述、当選人への質問、当選人から提出された証拠物及び関係者の証言等に基づき慎重に行った。

1. 住所認定の解釈

当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、法第 10 条第 1 項第 5 号に規定する被選挙権の要件である法第 9 条第 2 項に規定する「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き 3 箇月以上」の期間計算については、本件選挙の期日（令和 8 年 3 月 22 日）を基準として算定される。すなわち、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 3 月 22 日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き逗子市内に住所を有することが必要となる。（計算期間については民法（明治 29 年法律第 89 号）による。）

「住所」とは、民法第 22 条に規定する「生活の本拠」とされ、これまでに次のような判例が示されている。

「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判決）

「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成 9 年 8 月 25 日最高裁判決）

「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊りをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和 3 年 12 月 23 日東京高裁判決）

「引き続き 3 箇月以上の「住所」を選挙権の要件としたのは、選挙権者とその権利を行使する土地との地縁関係が要請されるためであるから、そのいわゆる「住所」は、右の要請に適応する通常の市民生活すなわち事実上居住する場所を指すものであって、その者の所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地などによって左右されるものではないと解すべき」（昭和 29 年 4 月 26 日宇都宮地裁判決）

以上のことから、「客観的な生活の本拠たる実体」「夜間寝泊りをしている場所を中心として検討」「所有財産の所在地や家族の居住地または特殊な生活をする土地などに左右されな

い」ことを踏まえ審理を進めるものとする。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、第一に「夜間 寝泊りをしている場所」すなわち、「所有財産の所在地や家族の居住地」などに左右されず、特別な事情がない限り、「現に起臥しているところ」に住所があると考えられる。しかし、遡って現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人の意見陳述及び提出資料並びに関係者からの証言をもとに、本件期間における現に起臥しているところについて判断することとした。

2. 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる

(1) 逗子市に対して行われた住民異動届出

当選人本人は、平成 20 年 12 月 9 日に神奈川県横須賀市船越町（以下「前住所地」という。）から妻、子（2 人）と共に神奈川県逗子市沼間 1 丁目 8 番 2 号（以下「現住所地」という。）に転入し、現在も市内の同じ住所に住民登録がある。また、世帯は別だが、父も市内同住所に住民登録がある。

(2) 任意の居住実態調査

当委員会は令和 8 年 7 月 1 日に事務局職員が当選人に対し、現住所地における居住実態調査を任意で依頼し、7 月 10 日に実施した。

現住所地は、店舗併用住宅であり、1 階 87.77 m²、2 階 87.77 m²で延べ面積 175.54 m²となっており、貸店舗面積 20.29 m²、当選人の家業である畳店の作業場兼物品庫 31.88 m²を除いても 123.37 m²の居住スペースがある。1 階及び 2 階に各々台所及びトイレがあり、エアコン 4 台、冷蔵庫 2 台（大、小）、洗濯機 1 台、テレビ 2 台、ベッド 2 台（父、長男が使用）が設置されていることを確認した。

(3) 現住所地及び前住所地に所有するマンション（以下、「市外マンション」という。）

での水道、電気、ガスの使用状況

水道使用量

使用期間	水道使用量
令和 7 年 11 月 5 日～令和 8 年 1 月 6 日	44 m ³ （2 か月分）
令和 8 年 1 月 7 日～令和 8 年 3 月 5 日	47 m ³ （2 か月分）
令和 8 年 3 月 6 日～令和 8 年 5 月 7 日	59 m ³ （2 か月分）
1 か月あたり	25.0 m ³ （1 か月平均）

（市外マンションにおける状況）

使用期間	水道使用量
------	-------

令和7年12月10日～令和8年2月10日	68 m ³ (2 か月分)
令和8年2月11日～令和8年4月13日	42 m ³ (2 か月分)
1 か月あたり	27.5 m ³ (1 か月平均)

電気使用量

使用期間	電気使用量
令和7年12月16日～令和8年1月15日	772.3kwh
令和8年1月16日～令和8年2月15日	873.9kwh
令和8年2月16日～令和8年3月15日	532.7kwh
令和8年3月16日～令和8年4月15日	504.6kwh

(市外マンションにおける状況)

使用期間	電気使用量
令和7年11月23日～令和7年12月22日	347.7kwh
令和7年12月23日～令和8年1月22日	357.4kwh
令和8年1月23日～令和8年2月22日	374.6kwh
令和8年2月23日～令和8年3月22日	285.8kwh

ガス使用量

使用期間	ガス使用量 (*都市ガス換算値)
令和8年1月 (1月検針分)	28 m ³ (*61.6 m ³)
令和8年2月 (2月検針分)	29 m ³ (*63.8 m ³)
令和8年3月 (3月検針分)	25 m ³ (*55.0 m ³)
令和8年4月 (4月検針分)	33 m ³ (*72.6 m ³)

※現住所は、プロパンガス供給地域

※プロパンガスの熱量は、都市ガスの2.2倍であり、比較のためにプロパンガス使用量を2.2倍し、都市ガス換算値とした。

(市外マンションにおける状況)

使用期間	ガス使用量
令和7年12月4日～令和8年1月7日	44 m ³
令和8年1月8日～令和8年2月4日	41 m ³
令和8年2月5日～令和8年3月4日	41 m ³
令和8年3月5日～令和8年4月3日	35 m ³

※市外マンションは、都市ガス供給地域

(4) 地縁関係に関する事項

- ・当選人宛の郵便物提出について、生命保険会社及び銀行系カードの支払明細書の送付先が現住所地であることを確認した。
- ・主な地域活動の実績について、次のとおり確認した。

逗子市消防団第3分団、逗子商工会青年部（部長）、逗子葉山青年会議所（理事長）、沼間小学校 PTA 会長、逗子市 PTA 連絡協議会会長、逗子中学校 PTA 会長、逗子ロータリークラブ会長など歴任。

《以下、現在行っている活動（現職）》

東逗子商栄会会長、逗子市商店街連合会理事、逗子ポイントカード事業協同組合副理事長、逗子葉山建設組合副組合長、逗子市消防団第三分団員、逗子ロータリークラブ会員

3. 当選人の意見陳述及び提出書類による当選人の主張の要旨

当選人から証拠書類等が提出され、ヒアリングにより内容確認等を行った。それらにおける当選人の主張の要旨は以下のとおりである。

(1) 家族の居住状況について

家族については、自分と父、大学生の息子は住民登録のある現住所地で常に生活しており、妻は現在、実の親の介護があり、妻の妹と交代で妻の実家（横浜市磯子区）に泊まることも多く、現住所地も含め市外マンションとの3箇所を行き来している。次女は市外マンションにすることが多いが、現住所地に泊まるときは、1階の部屋で布団を敷いて就寝している。2階には父、長男のベッドが各々の部屋にあり、自分は自室でマットレスの上に布団を敷き、そこで就寝している。

自分は市外マンションには荷物を取りに行く程度である。

(2) 逗子市で議員を続けることについて

自分は、逗子に生まれ育ち、高校卒業後、家業である畳屋を継ぎ、約40年にわたり仕事の傍ら消防団、商工会青年部、青年会議所等に入会し、地域活動に取り組んできた。子ども学校に通うようになると、PTA役員を約13年間、逗子ロータリークラブでは地域の奉仕活動、青少年の育成活動にも取り組んだ。商工会青年部では逗子市の商工業の振興にも取り組み、このまちをより良いまちにしたいとの思いから40歳のときに一念発起し、市議会議員選挙に挑戦し、当選。現在まで約16年間議員活動が続けている。ここまで、自分や妻の両親の介護や子どもの教育環境などから、家族が各々別の場所で暮らすこともあったが、自分はこのまちに生まれ育ち、地域の皆様に育てられたという思いがあり、次世代を担う子どもたちのためにも市議会議員としてより良い逗子のまちをつくってい

きたいと思っている。

(3) 現住所地の状況について

現住所地は、建物内に家業である畳屋としての作業場があり、注文が入ればそこで作業をしている。注文は不定期で入るが、特に電気消費量が大きいものではないが、専用の機器を使用しており、電気や水道等の使用については日常生活用と区別していないため、使用量に影響はあるかもしれない。

申出人は、現住所地は、物理的に5人の日常生活を営む上で、狭小ではないかと主張しているが、現住所地の建物は畳屋の店舗（作業場）との併用住宅であり、貸店舗部分と店舗（作業場）を除いて他はすべて居住スペースであり、生活するのに十分な広さはある。実際に、建てた当初は家族6人で居住していた。

(4) 駐車場について

申出人は、自家用車が市外マンションの駐車場に停めたままだと主張しているが、その車は主に妻が使用しているものであり、自分は現住所地にある軽トラックを日常使用している。

4. その他

(1) 現住所地における近隣住人の証言について

現住所地では建物の一部を貸店舗としているが、当該貸店舗にて令和2年6月から惣菜・弁当店を営んでいる有賀氏からは次のような陳述書が提出されている。

「現住所地の貸店舗にて仕込み時間も含め、早朝から夜まで仕事をする中で、当選人が現住所地にて出入りや生活の様子を日常的に目にしている。

当選人とは自分が夜帰宅する時や朝のごみ出し時、ごみステーションの清掃などでよく顔を合わせる。当選人は畳店を営んでいるが、市議会等の予定がない日は、畳の仕事をしている姿をよく見る。」

5. 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

(1) 水道・電気・ガスの使用量からの判断

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。必要最低限の行為とは、例えば睡眠、食事、入浴といったものがあげられる。

そのため、これらの行為をするには、当該場所において、水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥して

いたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

使用量については、申出人から居住が疑われるとされる市外マンション分も合わせて検証した。

ア 水道の使用量について

現住所地及び市外マンション分について、住所要件として必要な本件期間を含む期間（検針日の関係から、現住所地は6か月間、市外マンションは4か月間）の使用量を比較、検証した。

現住所地における本件期間を含む6か月間の月平均使用量は22.8 m³であり、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査による4人世帯における1か月あたりの平均使用量である23.1 m³と同程度の使用量となっている。

また、市外マンションの本件期間を含む4か月間の月平均使用量は27.5 m³であり、これは同調査による5人世帯の平均使用量27.8 m³と同程度となっている。一般的な使用量の指標からすると、当選人が主張する市外マンションを日常使用しているとされる人員からするとかなり多くなっているが、これは当選人によれば令和8年2月にトイレのタンクが故障し、一日中、水が流れたままになったことがあることに起因すると思われる。参考までに前年8月からの2か月ごとの推移をみると24 m³(8/12～10/11)、46 m³(10/12～12/10)、68 m³(12/11～2/10)、42 m³(2/11～4/13)となっており、12/11から2/10の2か月間が突出して多くなっている。その2か月を除くと1か月平均は18.7 m³となり、2人から3人世帯程度の使用量となっている。当選人が主張している日常マンションを使用しているとされる人員より若干多いが、大きな差異ではなく、この数値をもって当選人が主張する各々の場所における生活状況を否定することはできない。

イ 電気の使用量について

現住所地及び市外マンション分について、住所要件として必要な本件期間を含む各々4か月間の使用量を比較、検証した。

現住所地における、本件期間を含む4か月間の月平均使用量は、670.9kwhであり、これは平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査による4人世帯（戸建住宅、世帯内に60歳以上がいる場合）の平均値497kwhから推計したところ、凡そ6人世帯と同程度の使用量であると推察される。

市外マンションの本件期間を含む4か月間における月平均使用量は341.4kwhであり、これは同調査の3人世帯（集合住宅）の313kwhをやや上回る使用量となっている。

現住所地及び市外マンションの使用量はいずれも当選人が主張する居住者から想定される量からは若干多いが、いずれか一方が高くなっているということでもなく、当選人が主張する各々の場所における生活状況と大きな齟齬はない。

ウ ガスの使用量について

現住所及び市外マンション分について、住所要件として必要な本件期間を含む各々4か月間の使用量を比較、検証した。なお、現住所はプロパンガス、市外マンションは都市ガスを使用しているが、プロパンガスの熱量は都市ガスの2.2倍のため、以下数値は都市ガスに換算して比較する。

現住所における、本件期間を含む4か月間の月平均使用量は、63.2 m³（※都市ガス換算値）であり、平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査による4人世帯（戸建住宅、世帯内に60歳以上がいる場合）の平均値である61 m³と同程度の使用量となっている。

市外マンションの本件期間を含む4か月間の月平均使用量は39.8 m³であり、同調査による3人世帯の使用量40 m³と同程度となっている。一般的な使用量の指標からみると市外マンションの数値は当選人が主張するマンションを日常使用しているとされる人員からは若干多いが、この数値をもって当選人が主張する各々の場所における生活状況を否定することはできない。

（2）当選人の意見陳述の信ぴょう性

当選人は、自らが生まれ育った逗子において、家業の畳屋を継いだが、結婚を機に一旦実家から離れて居を構えることとし、当時市内では自分たちの条件に合う物件が見つけれなかったため近隣の横須賀市船越町にマンションを購入したとのこと。購入した物件は、専有面積56.25 m²と比較的コンパクトであり、子どもができたなら市内の実家に戻るつもりであったと証言しており、実際、子どもが幼少の時期に市内に再転居している。

その後も積極的に様々な地域活動を行ってきたことなどから40歳のときに市議会への挑戦を決意。市議会議員選挙に立候補し、当選。現在5期目を迎えている。その後、自分や妻の両親の介護や子どもの教育環境の変化などに併せて、家族においては市外マンションを使用することや他に居を移すこともあったとのことだが、自身は市議会議員と家業の畳屋という二足の草鞋を履き、逗子市と逗子市の商工業の発展に寄与してきた。

任意で現地調査を行ったが、現住所にある建物は建築当初6人で住んでいたこともあるとの証言もあるとおり、外観から想像するより広い居住スペースがあり、長年の居住により家財や衣類は多くなっている様子は見受けられたものの、当選人を含めた家族での生活をするにあたり十分な状況であると推察される。

現地調査時に周辺住民へも当選人の居住状況について聴き取りを行ったが、当選人の現住所に居住していることについて疑問を持つ人はいなかった。

当選人から提出された証拠書類及びその内容についてヒアリングを行ったが、当選人の現住所の居住を否定するものはなく、家族の環境の変化など個別の事情により当選人以外の家族の居所が変わることがある一方、当選人は、幼少期から馴染みのある土地で

家業を継ぎ、自身が40年近くにわたり商工会や同青年部、学校PTAなど様々なかたちで関わってきた逗子市を市議会議員としてより良くしていきたいという思いがあるものと推察する

(3) 申出人の主張の要旨を示したうえでの考察

ア 共有名義不動産について

申出人が主張する「匂坂氏によれば、横須賀市内に配偶者と共有名義によるマンションを所有・維持している」、「民法上の夫婦同居義務及び生活共同体の実態を鑑みれば、当該物件が真の生活の本拠であると推察される」ことについては、当選人は、「現住所地では、自分と父、大学生の息子は市内の住居で常に生活をしており、妻は現在、実の親の介護があり、妻の妹と交代で妻の実家（横浜市磯子区）に泊まることも多く、現住所地も含め市外マンションとの3箇所を行き来している。次女は市外マンションにすることが多い。自分は市外マンションには荷物を取りに行く程度である。」と証言している。提出された水道、電気、ガスの使用量の考察からも、実家とされる現住所地において父、妻、息子と居住しているという主張は、標準的な家庭における使用量と大きく乖離しているものではなく、また、現地調査において、家族と生活するに十分な家財道具、居住スペースがあり、現住所地に居住していると推認できる。

イ 車両の保管実態

申出人が主張する「令和7年12月の期間を含め、深夜から早朝にかけて当該車両（セレナハイブリッド）が横須賀市内のマンション駐車場に継続して所在している可能性が極めて高い」ことについては、当選人によれば、当該車両は、親の介護のため、市内、横須賀、横浜の三拠点を移動する妻が主に使用しており、市外マンションの契約駐車場に置いているとのことであった。当選人自身は、現住所地にある軽トラックを日常的に使用しているとのことであり、自家用車の使用状況については特に不自然な点はない。これをもって現住所地に居住していないという証拠にはならないものと判断する。

ウ 行政調査の必要性

申出人が主張する「沼間住所には親族を含め5名が住んでいるとされているが、当該住居の物理的収容能力及び公共料金の消費実績が、成人5名の日常生活を支える規模に達しているか、職権による精査を求める」ことについては、事務局の行った現地調査により、日常生活に十分な居住スペースがあり、提出された水道、電気、ガスの使用量については、実態調査等で示された世帯人数別の数値と比較したが、各家庭の消費形態による差異の範囲であると判断できる。

自分、父親、息子以外の家族については、実の親の介護（妻）や仕事や学校の関係で現住所地だけでなく、市外マンション、さらには職場や学校の近くに賃貸物件を借りるなど生活の状況に併せ、居所が変わること。なお、家族の住民登録上の問題については、

本件において直接的な問題とするものではないため、それ以上の詳細については言及しない。

以上、事務局が行った現地調査の内容も併せ、当選人の生活の本拠は現住所地にあるものと推認できる。

また、「実際の横須賀の田浦のマンションの部屋番号の登記簿が不明であり、そちらの公共料金及び公文書、契約関連の確認を求める」ことに関しては、前述のとおり、市外マンションは妻と共有で所有していると証言していること、また、その水道、電気、ガスの使用量についても提出がなされており（別項目で検証）、その他、市外マンションの関連文書については、居住状況の確認の上で必須である情報ではないため、特に提出を求めている。

エ その他

その他、申出人が異議申出書及び提出された証拠書類等において記載している事柄及び口頭意見陳述において述べた事柄、証拠として提出された写真等については、いずれも限定的な日時における一時的な状況を捉えたものであり、それらは現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すものではなく、採用することができない。

6. 結論

したがって、本選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法（第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 8 年 8 月 4 日

逗子市選挙管理委員会

委員長 菊 池 尚

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。